

船保衛第4991号
令和7年3月27日

一般社団法人船橋市医師会
会長 鳥海 正明 様

船橋市保健所長 筒井 勝
(公 印 省 略)

食品衛生法第63条第1項の規定に基づく食中毒患者等の届出方法
について (依頼)

食品衛生行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、市内医療機関にて食中毒患者等を診断し、食品衛生法第63条第1項の規定に基づき、本市保健所に食中毒患者等届出票をFAXにて速やかに提出いただきましたが、FAXを送付いただいたのが閉庁日の土曜日であり、保健所への電話での連絡がなかったため、保健所側の探知が遅れてしまい、調査開始が遅延してしまう事例が発生しました。

平成16年の年末から平成17年の年始にかけて、広島県福山市内の特別養護老人ホームにてノロウイルスにより多数の入所者が下痢・おう吐等を発症し、うち7名が死亡した事例がありましたが、保健所等における探知が遅れたこと等が被害拡大の原因であるため、社会福祉施設等に対して保健所を含めた行政への速やかな報告等を求める都道府県知事や中核市市長宛ての通知が厚生労働省より発出されております。

食中毒患者等の届出が行われた際は、保健所は速やかに患者等への聞き取り調査等を行い、被害拡大防止等の措置を行います。保健所における探知が遅れた場合、食中毒の被害拡大のおそれがあります。

つきましては、保健所における速やかな調査にご協力いただきたく、既にお願いをしていた食中毒患者等を診断した場合の速やかな届出と併せて別添事項についてご了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、市内22病院管理者に対しては別途通知していることを申し添えます。

【担当】

船橋市保健所衛生指導課食品指導係

TEL 047-409-2594

FAX 047-409-2592

メール ho-shido@city.funabashi.lg.jp

【ご協力いただきたい事項】

食中毒等の患者を診断した場合は、夜間、土日祝日に関わらず、以下担当部署へ電話にて一報をお願いします。

【担当部署】

船橋市保健所衛生指導課食品指導係

TEL 047-409-2594

なお、食中毒患者等の届出については、電話等による届出でも差し支えありませんが、保健所から患者等と速やかに連絡をとり調査を行う必要があるため可能な限り、別添食中毒患者等届出票の、患者所在地等の欄に患者等と連絡が取れる連絡先を記入し、以下送付先へFAX送付くださいますようご協力をお願いいたします。

【送付先】

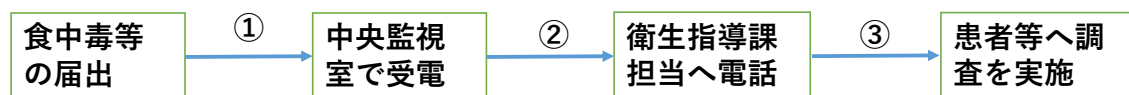
FAX 047-409-2592

【参考】

○保健所の夜間・土日祝日に電話があった場合の体制について

- ・上記電話番号にお電話いただくと保健福祉センター中央監視室に転送されますので、食中毒（疑い）の届出である旨と医療機関名・電話番号・担当者名をお伝えください。
- ・医療機関へ事案の詳細等の確認のため、衛生指導課担当からお電話をします。
- ・衛生指導課担当が速やかに患者等の調査を行います。

【フロー図】



①：医療機関から電話

②：届出内容等の報告

③：医療機関へ詳細を確認の上、患者等へ連絡